

令和8年度第2回
いわき市地域自立支援協議会

別冊資料

令和8年9月28日（月）

いわき市保健福祉部障がい福祉課

別冊資料目次

協議事項（次第の４）

（１）第６次いわき市障がい者計画等の策定概要について ----- Ⅰ

（２）個別事例から抽出された地域課題について ----- Ⅱ

第6次いわき市障がい者計画 第8期いわき市障がい福祉計画 第4期いわき市障がい児福祉計画

計画概要

I	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	3つの計画の関係	2
4	計画の期間	2
5	計画策定のポイント	3
6	計画の策定手続	6
II	計画の基本的な考え方	7
1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	計画の視点	8
4	計画の体系	8
5	施策分野と基本的方向性	9

令和8年9月



いわき市 保健福祉部

I 計画策定の趣旨等

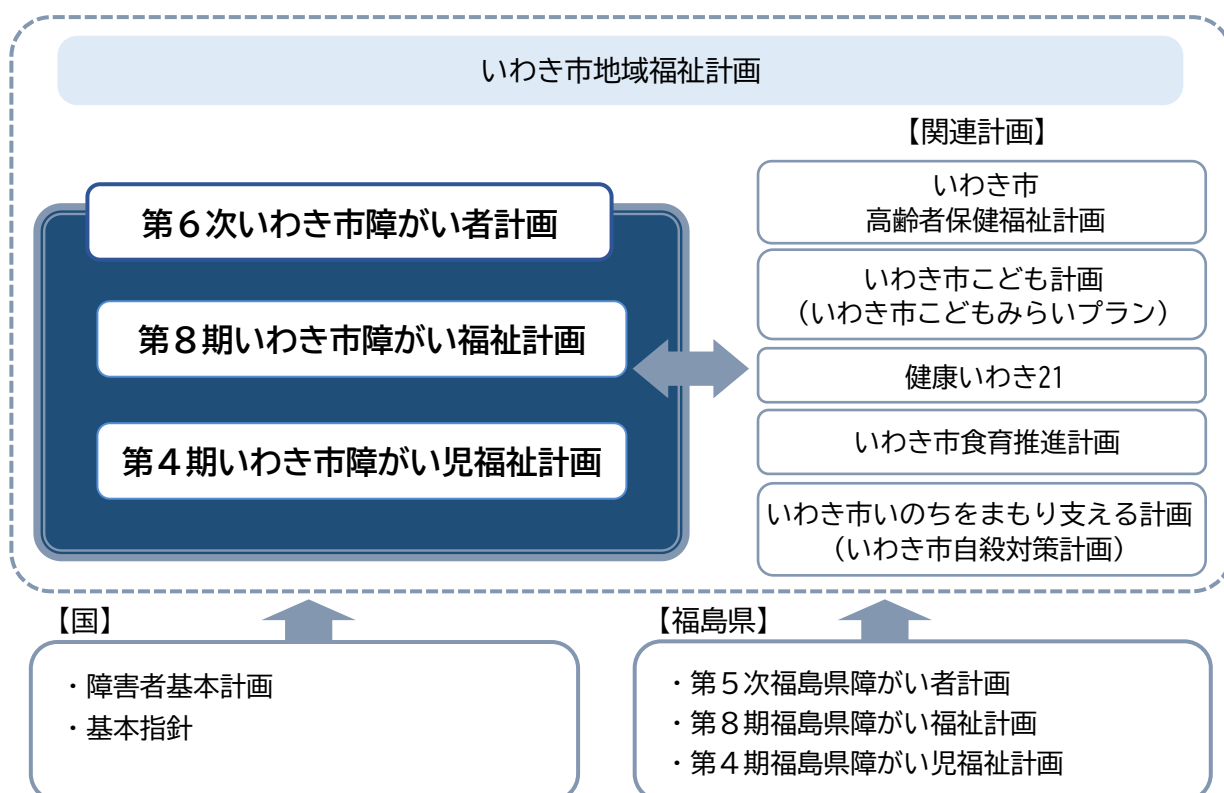
1 計画策定の趣旨

- 本市では、現行の『第5次いわき市障がい者計画（後期）』、『第7期いわき市障がい福祉計画』、『第3期いわき市障がい児福祉計画』を令和6年2月に策定し、令和6年度から、障がいのある方に関する施策の展開とサービスの提供に努めてきました。
- これらの計画が令和8年度末をもって満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や法改正等を踏まえながら、『第6次いわき市障がい者計画』、『第8期いわき市障がい福祉計画』、『第4期いわき市障がい児福祉計画』（以降、3計画をまとめて「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、いわき市まちづくりの基本方針を具現化するための部門別計画です。上位計画である『いわき市地域福祉計画』等、保健福祉をはじめとする本市の関連諸計画と整合を図り、様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策の総合的な推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画の取り組み上の課題などを踏まえ策定するものです。

【計画の位置づけ】



3 3つの計画の根拠法及び計画内容

- 本計画は、法律で定められた「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。各計画の根拠法及び計画内容は以下の通りです。

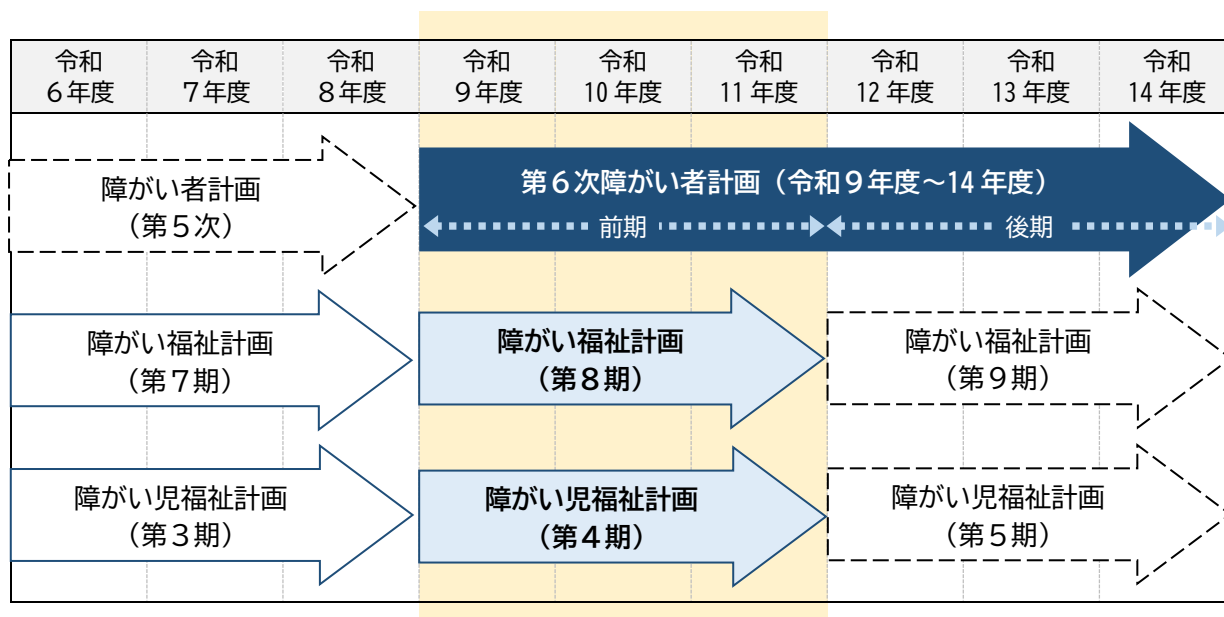
【根拠法及び計画内容】

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内 容	障がい者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の必要な量の見込みとその確保策を定める計画
国	第5次障害者基本計画 令和5年度～令和9年度	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」 ・都道府県、市町村が計画策定に当たって即すべき事項 ・障害福祉計画と障害児福祉計画に係るものを一体的に提示	

4 計画の期間

- 『第6次いわき市障がい者計画』の計画期間は令和9年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とする6か年計画で、前期を令和9年度から11年度、後期を令和12年度から14年度とします。
- 『第8期いわき市障がい福祉計画』及び『第4期いわき市障がい児福祉計画』は、令和9年度から令和11年度までの3か年計画とします。

【計画の期間】



5 計画策定のポイント

- 『第6次いわき市障がい者計画』、『第8期いわき市障がい福祉計画』、『第4期いわき市障がい児福祉計画』は、主に以下のような内容を踏まえながら策定します。

(1) 障がい者関連の法改正

現行計画策定後は、令和6年4月に改正障害者差別解消法や障害者総合支援法等の改正法が施行されたほか、令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が、令和8年4月には「高次脳機能障害者支援法」が施行されるなど、障がいのある方の権利擁護、情報取得・意思疎通、地域生活、就労等をめぐる法制度の整備が進んでいます。

(2) 国の第5次障害者基本計画

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度）では、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的な障壁を除去するための基本的な方向が定められています。現行計画は「第5次障害者基本計画」を踏まえて施策体系等の見直しを行っています。次期計画も、同計画が示す方向性を引き続き踏まえて策定を行います。

【第5次障害者基本計画 分野共通の横断的視点と分野別の基本的な方向】

各分野に共通する横断的視点		
条約の理念の尊重及び 整合性の確保	共生社会の実現に資する 取組の推進	当事者本位の総合的かつ 分野横断的な支援
障害特性等に配慮した きめ細かい支援	障害のある女性、こども及び 高齢者に配慮した取組の推進	PDCA サイクル等を通じた 実効性のある取組の推進
各分野における障害者施策の基本的な方向		
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消	6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消	
2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実	
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進	8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備	
	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援	
4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備	
5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等	11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進	

(3) 障がい（児）福祉計画に係る基本指針の見直し

令和8年3月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が告示され、地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等をはじめとした見直しに加え、障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上、障害児支援の整備等の見直し、スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進などについて新たに示されています。

【基本指針見直しの主なポイント】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	● 様々なデータを活用した地域移行者数の把握 ● 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ● 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合 ● 入所施設における居室の個室化等の推進
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	● システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
③福祉施設から一般就労への移行等	● 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ● 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
④障害児支援の提供体制の整備等	● 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ● インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設 ● のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設 ● 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
⑤地域における相談支援体制の充実強化	● 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ● のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 ● 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 ● 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上	● 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進 ● 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設 ● 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
⑦障害福祉サービスの質の確保等	● 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 ● 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 ● 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ● 障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備	●様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載 ●意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討 ●意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 ●障害当事者に対するＩＣＴ機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
⑨高次脳機能障害者に対する支援	●高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保	●中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組	●地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進
⑫住宅セーフティネット制度との連携	●住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携
⑬地域差の是正・指定の在り方等	●地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法 ●サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請 ●重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める
⑭障害者等に対する虐待の防止等	●自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進 ●ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進 ●希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携
⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進	●スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保	●災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携 ●施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

6 計画の策定手続

(1) いわき市地域自立支援協議会

計画の策定にあたり、幅広い分野の方からの意見を反映させるため、学識経験者や障がい者団体の代表者、福祉関係者等で構成する「いわき市地域自立支援協議会」において率直な意見交換を行いながら委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めます。

(2) 各種調査の実施（ニーズ調査・ヒアリング調査等）

本計画策定の基礎資料として活用することを目的とし、以下の2種の調査を実施しました。

ニーズ調査：障害福祉サービス等の実態や障がい者の意向などを把握するとともに、本市の現状や課題などを抽出・分析するため、障がい者（市内の障害福祉サービス事業所の利用者）、障がい児（市内の支援学校に通う児童・生徒）に対し、令和7年10月～令和8年1月に調査を実施しました。

ヒアリング調査：現在の取り組みや障害福祉サービスの利用、地域での生活、市の障害福祉施策に関する課題や要望などを把握するため、市内で活動する障がい者（児）団体に対し、令和8年1月に調査を実施しました。

市民アンケート：障がいのある人に対する市民の意識や認識、障がいのある人との関わりや地域での支え合いに関する意向などを把握し、今後の障がい福祉施策の検討に活用するため、いわき市在住の障がいのない人を対象に、WEB 調査を実施します（令和8年9月下旬～10月上旬実施予定）。

(3) パブリックコメント等の住民意見の聴取

本計画について、素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ等において計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行います。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

現行計画からの継続

- 本計画の基本理念については、現行計画から引き継ぐこととし、引き続き、障がいがある方の日常生活及び社会生活の総合的な支援体制の構築を推進するとともに、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつなげる「地域共生社会」の実現を目指し、計画を推進します。

基本理念

すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

2 基本目標

現行計画からの継続

- 本市ではこれまで、障害者基本法の目的や基本原則に基づき計画の基本目標を定めており、同法の目的等に変更がないことから、本計画においても、引き続き、次の6つを基本目標に掲げ、計画を推進します。

	基本目標
1	全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること
2	全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
3	可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること
4	社会参加の機会を確保すること
5	どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
6	社会的障壁を除去すること

3 計画の視点

現行計画からの継続

- 現行計画は、国の第5次障害者基本計画を踏まえたうえで、各分野に共通する横断的な視点として以下の4つの視点を整理している。第5次障害者基本計画に変更がないことから、現行の視点を継承する。

	基本目標
1	共生社会の実現に資する取組の推進
2	障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援
3	障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供
4	関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進

4 計画の体系

現行計画から一部変更

- 現行計画では、基本理念及び基本目標の実現に向けて、6つの施策分野（施策目標）ごとに、基本的方向性を定めています。
- 現行計画では、国の第5次障害者基本計画を踏まえた施策体系として策定していることから、基本的な骨格を継承しつつ、国の動向や本市の取組等を踏まえ一部内容の見直しを行い、次のとおり整理することとします。

●国の動向や本市の取組等を踏まえた、市次期計画の施策体系（案）

【市】 現行計画			【市】 次期計画（案）	
	施策分野	基本的方向性	基本的方向性	備考
施策分野 1	理解促進	ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進	ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進	
		イ 障がいを理解するための福祉教育の推進	イ 障がいを理解するための福祉教育の推進	
		ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実	ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実	
		エ ボランティア活動の推進	エ ボランティア活動の推進	
		オ 権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止	オ 権利擁護、差別解消・合理的配慮の推進及び虐待の防止	改正障害者差別解消法により、令和 6 年 4 月から民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえて変更
施策分野 2	生活支援	ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備	
		イ 障害福祉サービス等の充実	イ 障害福祉サービス等の充実	
		ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進	ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進	
		エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	
		オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	オ 手話言語の普及促進及び意思疎通支援体制の充実	「いわき市手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定を踏まえて変更
		カ 情報アクセシビリティの向上	カ 情報アクセシビリティの向上	
		キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化	キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化	
			（新設）ク 障害福祉人材の確保・育成・定着及び生産性向上	サービス提供基盤を支える横断的課題として、人材の確保・定着、生産性向上の重要性が高まっていることを踏まえて設定
施策分野 3	保健・医療	ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	
		イ 障がいの原因となる疾病等の予防	イ 障がいの原因となる疾病等の予防	
		ウ リハビリテーションと医療の充実	ウ リハビリテーションと医療の充実	
		エ 精神保健福祉の推進	エ 精神保健福祉の推進	
		オ 難病に関する地域保健事業の充実	オ 難病に関する地域保健事業の充実	
施策分野 4	生活環境	ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	
		イ 地域における暮らしの場の確保	イ 地域における暮らしの場の確保	
		ウ 施設等における安全体制の確保	ウ 施設等における安全体制の確保	
		エ 災害発生時における支援体制の確保	エ 災害発生時における支援体制の確保及び情報保障の充実	国の基本指針における情報アクセシビリティ・災害対応の考え方を横断的に反映するため変更
		オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	
施策分野 5	教育・育成	ア 一貫した療育支援体制の充実	ア 一貫した療育支援体制の充実	
		イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	
		ウ 「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	ウ インクルーシブ教育の推進及び「個別的教育支援計画」を活用した特別支援教育の充実	国の基本指針において、障がい児のインクルージョンの推進が重視されていることを踏まえ、インクルーシブ教育の推進を明確に位置付けるため変更
		エ 社会的及び職業的自立の促進	エ 社会的及び職業的自立の促進	
		オ 生涯学習活動の充実	オ 生涯学習活動の充実	
施策分野 6	雇用・就業	ア 就業支援及び生活支援施策の推進	ア 就業支援及び生活支援施策の推進	
		イ 多様な就労機会の確保	イ 多様な就労機会の確保	
		ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実	
		エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援	エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援	

地域課題スクリーニング表（１）

様式①

a	提出者	所属類型	(指定特定・地域C・基幹C・市役所等・専門機関・その他 ())			
b	所属・氏名	市障がい福祉課：折笠 隆造 地域Co：鈴木 洋				
c	個別の相談支援における問題	支援ツールや支援方法等を共有し、緊急時の備えとして事業所の複数契約。何らかの事情により契約先が利用できない時に、同種の障害福祉サービスを併用し、地域で支える事。				
d	市民生活への影響 (地域の問題)	緊急時等、平時に利用している短期入所が利用出来なくなった時、他事業所に利用を申込もうとしても断られてしまう。				
e	チェック項目	地域に同じような問題が複数あるか（普遍性）	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
f		地域全体で対応する必要があるか（社会性）	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
g		相談支援体制の整備につながるか（効果）	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
h		相談支援従事者が取り組む必要があるか	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
i	問題を把握した経緯 (状況)	いわき市地域自立支援協議会全体会委員（母）からの報告事項。後日、母との面談の場を設けさせていただき、詳細を確認。 今回、母の緊急事態発生時に定期で利用していた短期入所を利用出来なかった経緯はあれど、日常的なサービス利用（周囲の刺激や自傷他害等を考慮して2床分を個室で利用出来る等）では大変良くしていただいている。 ご本人（娘）は生活介護の利用から開始し、平時にアセスメント情報の共有、相手方事業所に足を運び、具体的な支援方法の提供や支援策の試行錯誤等、事業所間で密な連携を図る事により、短期入所や行動援護等、サービスの利用幅が広がり、ご本人・ご家族の選択肢も増えている。 今後の事業所連携の促進、人が人を支える体制や障がい者支援の担い手（専門職）の拡大等を願い、好事例として協議会全体会の場で共有をしたい。更に、支援者のやりがいやスキルアップの意識向上にも繋がってほしいとの意向も話されていた。				

地域課題スクリーニング表（２）

様式②

j	問題の要因 や背景	・契約先短期入所事業所の利用が出来ない時に、同種サービスへの繋ぎ支援が無く、その調整を親等の家族だけでやらざる負えない状況がある。 ・短期入所は事業所毎に受け入れ方や予約の取り方が異なっており、利用調整が難しい。	
k	解決に向けた 方向性 (地域課題)	やむを得ない理由で契約先の短期入所事業所が受入困難な場合、契約先事業所から同種サービス事業所に本人情報（どんな方で、どんな支援が必要な方なのか等）を伝え、緊急受入先調整の一部を担う等、同種サービス事業所間と相談支援の連携を活かし、地域全体で支える形を作るためにはどうしていけば良いか。 ※短期入所事業所連絡会で共通のアセスメントシートを作成中なため、それ以外のアイデアやご意見をいただけると、大変ありがたいです。	
l	優先度	緊急度	☐ すぐに解決する必要がある ☒ 中期的に解決する必要がある ☐ 急がない
m		実現可能性	☐ 1年以内 ☒ 数年以内 ☐ 実現は難しい ☐ その他 （ ）
n	取組のレベルと手法	☒ 市レベルで対応する課題 ☐ 市ワーキングを設置し検討・取組 ☒ 市運営会議で意見を聴取 ☐ 関係機関の業務として取組 ☐ 地域・他分野と共有 ☐ 研修会・企画等を実施 ☐ その他 <詳細>	☐ 中地域レベルで対応する課題 ☐ 地区で協議体を設置し検討・取組 ☐ 中地域会議で意見を聴取 ☐ 関係機関の業務として取組 ☐ 地域・他分野と共有 ☐ 研修会・企画などを実施 ☐ 所管部署等に課題を伝える ☐ その他 <詳細>
o	備考	【本人に関して】 ・女性、30代、強度行動障がい、区分6。意思疎通を図る事、予定の変更が難しく、自傷他害を多発している時期もあったが、生活介護の構造化した支援により、落ち着いて過ごせる時間も多くなった。支援ツールを活用し、生活のリズムもパターン化されている事で、短期入所利用時も落ち着いて過ごしている。	

地域課題スクリーニング表（１）

様式①

a	提出者	所属類型	(指定特定・地域C・基幹C・市役所等・専門機関・その他 ())			
b		所属・氏名	いわき基幹相談支援センター 浄土			
c		個別の相談支援における問題	・障害児入所施設に措置中の児童が18歳到達以降に障がい者支援施設等へ地域移行をするにあたり、措置入所せざるを得なかった家庭環境等を考慮されず、ほかの待機者と同等に扱われている現状がある。また、移行先が見つからない場合は措置延長が可能と安易に捉えられ、優先順位が低くなっている可能性も懸念される。 ・措置が必要とされた家庭環境等に大きな変化はなく、依然として支援度合が高いこと、そもそも成人期にふさわしい環境での生活を保障されなければならないことを共通認識とする必要がある。			
d		市民生活への影響 (地域の問題)	・障害児入所施設に措置された方が、18歳以降に本来利用できるサービスを利用できない。意思決定が保障されていない。 →18歳到達時の移行先として入所施設等を考える際に空きがないために移行ができない。移行先の調整ができない。そしてその状態が常態化することで措置延長せざるを得ない状況となり、今いる施設での生活を継続することを前提とした本人の意思確認がなされている。(選択肢がない。) →措置延長された場合、日中活動系サービスを利用できないため、本人にとって大きなストレスとなってしまう。			
e	チェック項目	地域に同じような問題が複数あるか(普遍性)	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
f		地域全体で対応する必要があるか(社会性)	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
g		相談支援体制の整備につながるか(効果)	☒ 高	☐ 中	☐ 低	
h		相談支援従事者が取り組む必要があるか	☐ 高	☒ 中	☐ 低	
i		問題を把握した経緯 (状況)	・他市町村の障害児入所施設に措置している方の地域移行支援において施設見学時に待機者としての申込みを行ったが、具体的にいつ順番が来るかは不明・待機者の状況も不明とされ、見通しが立てられない状況が生じている。 ・児童は現在特別支援学校高等部3年生で、日中は学校、夜間は入所施設、と昼夜分離できている状態での移行が望ましい状況。 ・具体的な支援が可能か否か施設の判断がない状況での待機となっている。待機の順番を待ったあげく、入所を断られる可能性もあり、その場合は本人にとっては多大な不利益が生じる。※実際に、強度行動障がいの状態にある方の調整においても、支援力を理由に断られることがある。 ・待機者の状況も見えず、調整のルールも施設によって異なると思われる。具体的にどのような取り扱いがされているのか不明。			

地域課題スクリーニング表（2）

様式②

j	問題の要因 や背景	・本人への18歳時の意向確認において、支援者が調整可能な範囲から選択するほかない状況がある。障害児入所施設の措置延長以外に選択肢がないとされた場合は、本人がそれを受け入れることなく、児童側からしてみれば意志決定を強制されているとも言える状況がある。 ・障害児入所施設において措置延長をした場合、日中活動系サービスを利用できない（併給が認められないため）。結果、一日の流れが崩れて不適応行動が増加するリスクが生じる。また、不適応行動が増加した場合、そのことを理由に障害児入所施設から受け入れを断られる等、本人の地域移行がより困難となる（一対一の対応が必要など、支援介入の頻度が上がるため）		
k	解決に向けた 方向性 (地域課題)	※解決に向けた取り組みを行う必要性について、個別ケース（STさんに関わる障害児入所施設及び児童相談所と共有済。 ①いわき市内での取り組み ・個別ケースへの支援において、相談支援事業所は、「入所申込をして待機」するだけでなく、施設側に対し「現在も、措置が必要とされた緊急性のある家庭状況であることに変わりがない」「入所支援の必要性が非常に高いケースである」ことをしっかり説明し、このことを踏まえた検討を依頼する役割を担う。※そもそも、成人期において、措置延長により障害児入所施設で生活させることは本人にとって不利益となること、成人期にふさわしい環境での生活を保障されなければならないことを、市内の支援者の共通認識とする必要がある。 また、STさんについては、昼夜分離ができていた今、成人施設へ移行することが彼のニーズである旨を説明する必要がある。 ②県自立支援協議会への課題提起 ・当該ケースをモデルとして、県こども部会及び地域生活支援部会等で協議していただくべく、市自立支援協議会から、県自立支援協議会運営委員会に対し、課題を提起する。 ③障がい者支援施設に対する取り組み ・「障害児入所施設に入所中の児童」の地域移行に係る課題及び支援の必要性を正しく理解していただくべく、児童相談所から県児童家庭課、県児童家庭課から県障がい福祉課（入所施設の指定権者）へと課題提起し、対応を求める。具体的には集団指導などの場での周知啓発を行う。		
l	優先度	緊急度	☒ すぐに解決する必要がある ☐ 中期的に解決する必要がある ☐ 急がない	
m		実現可能性	☒ 1年以内 ☒ 数年以内 ☐ 実現は難しい	
			☒ その他 ()	
n	取組のレベルと 手法	☒ 市レベルで対応する課題 ☐ 市ワーキングを設置し検討・取組 ☒ 市運営会議で意見を聴取 ☐ 関係機関の業務として取組 ☐ 地域・他分野と共有 ☐ 研修会・企画等を実施 ☒ その他 STさんの入所調整を進める。アセスメントを児童入所と相談で双方向に検証し、入所施設に本人への支援イメージをもって頂く。 <詳細> 児童相談所と解決に向けた協議が必用。	☐ 中地域レベルで対応する課題 ☐ 地区で協議体を設置し検討・取組 ☐ 中地域会議で意見を聴取 ☐ 関係機関の業務として取組 ☐ 地域・他分野と共有 ☐ 研修会・企画などを実施 ☐ 所管部署等に課題を伝える ☒ その他 県レベル <詳細> 施設入所支援の指定権者である県障がい福祉課に障害児入所施設措置中の児童の扱いに関する現状を伝え、その捉え方（支援の必要性）について再確認していただく。	
o	備考	過齢児に関して、全国でもワーストの状態であった福島県。その課題が児童分野だけの課題となっていた。県児童家庭課及び県障がい福祉課どちらにおいても解決に向けた具体的な取り組みが必用で、協議の場が設置されているものの、現時点における具体的な検討状況と見通しが不明。		